



## 新型コロナウイルス感染症について

- 換気が悪く、人が密に集まる場所を避けましょう。
- 外出の際には、人との適切な距離を保ちましょう。
- 手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底しましょう。
- 一人ひとりの行動が感染防止につながりますので、ご協力をお願いします。

**<相談・受診の目安>** ー5月8日に変更されましたー  
 以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。  
 ○発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合  
 ・症状が4日以上続く場合は必ず  
 ・高齢者、基礎疾患がある方、妊婦の方はすぐに  
 ○息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

**<万一、感染が疑われる場合>**  
 ○まずは、五所川原保健所に相談してください。お願いします。  
 ○病院を受診する際にも事前に電話連絡し、マスク着用で受診してください。お願いします。

ご心配やご不明な点があれば、まずはお問い合わせください。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口	TEL 0120-565653
・帰国者・接触者相談センター（五所川原保健所）	TEL 0173-34-2108
《健康面・予防方法について心配な方》・電話相談窓口（青森県）	TEL 0120-123-801
・役場 健康保険課	TEL 22-2111

## 介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合に、申請による保険料等の減免制度があります。

対 象	減 免 額
①主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全額
②主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の i～iii までの全てに該当する世帯 i 事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	計算式により算定

**<問い合わせ先>** 健康保険課 国保介護班（内線 142・143）

## 国民年金保険料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合に、申請による免除制度があります。

**<問い合わせ先>** 健康保険課 国保介護班（内線 144）

## 献血のお知らせ

青森県赤十字血液センターでは、業務に従事する職員の健康管理、会場入口での体温測定、手指消毒の徹底など感染症対策に努めています。

安定的な輸血を行うため必要となっておりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○日時：令和2年6月19日（金）

10時～12時、13時15分～16時

○場所：鶴田町農村環境改善センター「豊明館」

**<問い合わせ先>** 健康保険課 健康長寿班（内線 131）

## 各種行事 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の行事について6月中も中止とさせていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○傾聴サロン ○健康運動教室

○介護予防事業に関する各種教室等

（ほっこりサロン、スマイルハウス、ゴニンカンなど）

**<問い合わせ先>**

傾聴サロン 健康保険課 健康長寿班（内線 133）

健康運動教室・介護予防事業に関する各種教室等

健康保険課 国保介護班（内線 143）